

新型コロナウイルスワクチン接種証明書（ワクチンパスポート）について

新型コロナウイルスワクチン接種記録について、接種者からの申請に基づき、証明書を交付します。「パスポート情報を記載した海外用及び国内用の接種証明書」と「パスポート情報の記載のない日本国内用の接種証明書」の2種類が、書面または、電子版で交付可能です。なお、渡航先への入国に当たり、これまでに取得された書面の接種証明書は引き続き有効です。ただし、一部の国においては二次元コードが必要な場合も考えられることから、海外渡航の際には渡航先政府のウェブサイトや外務省ウェブサイト等をご確認ください。
 【外務省ホームページ】 <https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificationlist.html>

1 北秋田市で接種証明書を発行できる方

北秋田市から発行された接種券を利用して新型コロナウイルスワクチンの接種を受けた方で、事情により証明書の提示が必要な方

※国内の用途においては、「接種済証」または「接種記録書」も接種証明として有効です。

2 書面交付の申請に必要な書類

	【海外及び日本国内で使用したい方】	【日本国内のみで使用したい方】
必ず提出	(1) 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書交付申請書 (2) 海外渡航時に有効な旅券（パスポート）の写し 接種証明書に記載される旅券番号と海外渡航に使用する旅券番号が一致する必要があります。接種証明書を取得した後に旅券番号が変わった場合には、接種証明書を改めて取得する必要があります。旅券発給申請中の方は、旅券交付後に接種証明の申請を開始してください。また、外国籍の方等、外国政府の発行する旅券でも申請は可能です。 (3) 新型コロナウイルスワクチン予防接種済証または接種記録書の写し ない場合は、マイナンバーが分かる書類または、氏名・生年月日・性別のすべてが確認できる書類が必要です。また、医療従事者等「接種券付き予診票」で接種を受けた場合、ワクチン番号等が記載されたシールを貼られた「接種記録書」の写しが必要です。 (4) 本人確認書類（返送先住所が記載のもの）	(1) 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書交付申請書 (2) 新型コロナウイルスワクチン予防接種済証または接種記録書の写し ない場合は、マイナンバーが分かる書類または、氏名・生年月日・性別のすべてが確認できる書類が必要です。また、医療従事者等「接種券付き予診票」で接種を受けた場合、ワクチン番号等が記載されたシールを貼られた「接種記録書」の写しが必要です。 (3) 本人確認書類（返送先住所が記載のもの）
必要に応じて提出	(5) 接種証明書を郵送で受け取りたい方：切手を貼り、返信先住所を記載した返信用封筒 ※接種券または接種記録書に記載の住所と異なる住所に返送を希望する場合は、返送先が記載されている確認書類等の同封が必要 (6) 旅券に旧姓、別姓、別名（英字）が記載されている方：旧姓、別姓、別名（英字）が確認できる本人確認書類の写し (7) 本人以外の方が申請する場合：委任状および代理人の本人確認書類の写し	(4) 接種証明書を郵送で受け取りたい方：切手を貼り、返信先住所を記載した返信用封筒 ※接種券または接種記録書に記載の住所と異なる住所に返送を希望する場合は、返送先が記載されている確認書類等の同封が必要 (5) 本人以外の方が申請する場合：委任状および代理人の本人確認書類の写し

3 提出方法

上記の書類を揃え、申請窓口までお越しいただくか、申請窓口まで郵送してください。

4 ご注意いただくこと

- 書面での証明書は即日発行されません。申請書を受領後、1週間程度要します。書類に不備や不足のある場合はより多くの時間がかかりますので、余裕を持った申請をお願いします。
- 新型コロナウイルスワクチン接種時の住所地から発行になりますので、転出入等で異なる住所地でワクチン接種を受けた場合、それぞれの市町村で申請が必要です。

【申請窓口・問合せ先】

〒018-3315 北秋田市宮前町 9-69 北秋田市役所医療健康課（北秋田市保健センター）

電話：0186-62-6666

窓口 8：30-17：15（土、日、祝、年末年始は受付できません）

接種証明書の一般的・制度的事柄は厚生労働省新型コロナウイルスワクチンに係る電話相談窓口（0120-761770）まで問合せください。